

海洋安全保障情報月報

2009年11月号



目次

2009年11月の主要事象

- 1. 情報要約
 - 1.1 治安
 - 1.2 軍事
 - 1.3 外交・国際関係
 - 1.4 海運・資源・環境・その他
- 2. 情報分析

南シナ海問題の軍事的側面

本月報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

発行者: 秋山昌廣

執筆者:秋元一峰、犬塚 勤、今泉武久、上野英詞、國見昌宏、小谷哲男、友森武久、毛利亜樹、

髙田祐子

本書の無断掲載、複写、複製を禁じます。

2009 年 11 月の主要事象

治安: 11 月は、インド洋におけるソマリアの海賊の活動が目立った。特に、ソマリア沿岸から遠く離れたセイシェル近海のインド洋で、3 隻の VLCC が海賊に襲撃され、その内、1 隻がハイジャックされた。ソマリアの海賊による VLCC のハイジャックは、2008 年 11 月に次いで、2 隻目となった。

インド洋での襲撃事案の増大を受けて、EU とセイシェルは 10 日、地位協定に調印した。これによって、EU 艦隊 (EUNAVFOR) は、セイシェル領海内で海賊対処が可能になる。また、インド海軍も、セイシェルとモーリシャス近海における海賊対処のために、外洋哨戒艦を派遣し、11 月から 2010年 1 月初めまで、セイシェルとモーリシャスの EEZ 内で哨戒活動を実施する。

国連安保理は30日、全会一致で決議1897を採択した。決議1897は、ソマリア暫定政府の合意を得るという条件で、各国及び地域機構に対するソマリア領海を含む海域での必要な海賊対策を行うための権限付与を、更に12カ月間延長する。

デンマークの船社、Clipper Group は、一度に最高 6 人までのロシア海兵隊員を、自社船がアデン湾を通航する間、乗船させていることを明らかにした。アデン湾の海賊対策として軍要員を自社船護衛に雇用していることを、民間の船社が公に認めるのはこれが初めてと見られる。他国の政府も、厳しい条件と高額のコストにも関わらず、軍要員を雇用している。ベルギー人所有でベルギー籍船の船主は、ドバイ、ジブチ及びモンバサの基地から 8 人の軍要員のチームを 11 万 5,000 ユーロ(17 万 884米ドル)で雇用することができる。同サービスを利用している船主がいるかどうかは今のところ不明である。フランスも同様の政策を採用している。一部のフランスの船主は、公表せずに同サービスを利用したと見られている。

海賊と法的諸問題に関する国際会議、"Piracy and Legal Issues: Reconciling Public and Private Interests" が、英国のシンクタンク、Chatham House の主催で、2009 年 10 月 1~2 日の間、ロンドンで開催された。この会議には当財団の政策研究グループ研究員・小谷哲男が参加した。会議報告を「トピック」として掲載した。

軍事: 11月9日付のシンガポール紙、*The Straits Times* は、今後20年間、アジア太平洋地域では 建艦ブームが起こると予測している。

台湾の蔡得勝・国家安全局長はこのほど立法院で、中国の空母建造について、空母建造はスムーズにいっていない、技術的なブレークスルーがない限り、中国海軍が 2012 年までに空母を就役させるのは困難かもしれない、との見通しを明らかにした。

米海軍情報部の見積もりによれば、中国の世界初の対艦弾道ミサイルが配備に近づいている。このミサイルは射程約1,500キロで、陸上の移動式ランチャーから発射でき、特に米海軍空母打撃群攻撃用に開発されたものである。

南シナ海では、島嶼の領有権や海域の管轄権を巡る紛争に解決の糸口が見えず、資源・エネルギー需要の増大に伴い海底資源の取得権争いが厳しくなる中で、大陸棚の申請等を巡って関係国間で抗議が繰り返され、一方で漁船の拿捕が頻発するなど、安全保障環境が俄かに不安定化している。今月の情報分析では、「南シナ海問題の軍事的側面」と題して、領有権、資源、そして安全保障を巡って不安定化する南シナ海問題について、最近開催された国際会議や発表論文等を引用しつつ、軍事的側面からの分析を試みた。

外交・国際関係:中国の温家宝首相は8日、エジプトで開催された中国・アフリカ首脳会議で、今後3年間で100億米ドルの低金利ローンをアフリカ諸国に提供すると述べ、アフリカの石油と鉱物資源を略奪しているとの非難に対抗して、中国のアフリカに対する関与を維持していく方針を明示した。オバマ米大統領は訪日中の14日、東京でアジア政策について演説した。

海運・資源・環境・その他:ロシアのエネルギー省が 2 日に公表したところによれば、ロシアの 10 月の原油産出量は、日産 1,004 万バレル(ガス・コンデンセートを含む)で、9 月より 0.4%増、2008 年同期よりほぼ 2%増であった。一方、サウジの 10 月の日産は OPEC 上限の 800 万バレルにまで引き上げられたが、ロシアの方が 200 万バレル多い。

3日付の中国石油天然ガス集団公司 (CNPC) の HP で明らかにされた発表によれば、同公司はこのほど、ミャンマー経由のパイプラインの建設に着手した。

中国政府は、このほど海南島で開催された会議で、国内のクルーズ・ビジネスを発展させるため、 一連のクルーズ・ビジネス促進政策を発表した。それによれば、促進政策には、クルーズ客への税関 手続き合理化や国内のクルーズ・ビジネスの法制の整備などが含まれている

1. 情報要約

1.1 治安

11 月 1 日「CTF151 司令官、中国ソマリア派遣艦隊を訪問」(解放軍報電子版、アデン湾、November 1, 2009)

米国主導のソマリアの海賊対処を任務とする、Combined Task Force (CTF) 151 のサンダース (RDM Scott Sanders) 司令官は1日、中国ソマリア派遣艦隊の王志国・司令官の招待で、中国海軍駆逐艦、「舟山」を訪問した。解放軍報によれば、サンダース司令官は、中国海軍によって提案されるエスコートのスケジュールや計画は CTF-151 がエスコート任務を準備する際に貴重な情報になっている、と述べた。双方は、アデン湾やソマリア沖の安全と安定を維持するために、相互信頼、相互利益、平等性に基づく情報交換などの協力を促進することに合意したという。

【関連記事 1】

「中国ソマリア派遣艦隊司令官、CTF-151 を訪問」(解放軍報電子版、アデン湾、November 20, 2009)

中国ソマリア派遣艦隊の王志国・司令官は 19 日、CTF・151 のサンダース司令官の招きにより、旗艦の米海軍巡洋艦、USS Chosin (CG 65) を訪問した。これは 1 日のサンダース司令官の「舟山」訪問の返礼である。

【関連記事2】

「中国ソマリア派遣艦隊司令官、EU 艦隊旗艦を訪問」(解放軍報電子版、アデン湾、November 23, 2009)

解放軍報の報道によると、中国ソマリア派遣艦隊の王志国・司令官は23日、EU艦隊旗艦、オランダ海軍フリゲート、HMLNS *Evertsen* を訪問し、バインド(Commodore Pieter Bindt)司令官と会談した。

11月1日「身代金とテロ組織との関係について英政府調査不足、NATO 上級顧問批判」(Shiptalk, November 1, 2009)

NATO 上級顧問、ジョプリング卿 (Lord Jopling) は、ソマリアの海賊に対する身代金の支払がアルカイダを含むイスラムテロ組織へ渡っている可能性を、英政府が十分に調査していない、と非難した。ジョプリング卿はまた、10月23日にソマリアの海賊にセイシェル沖で拉致されたヨットで世界1周航海中の英人夫婦解放のための身代金700万米ドルが要求されていることについて、海賊への身代金支払いはテロ組織による更なる海賊行為を助長させることになる、と警告している。現在の英国の法律では、船主がハイジャックされた船舶の解放のために身代金を支払うことを許可している。但し、もし政府が海賊とテロ組織の関係を確認できれば、身代金の支払いはテロ資金調達と見なされ、法律で禁止されることになる。

現在、英人夫婦は、ソマリアの海賊が10月15日にハイジャックした、シンガポール籍船のコンテナ船、MV Kota Wajarに収容されている。外務省報道官は、交渉者を雇ったことを認め、「700万米

ドルが要求されたという報告は承知している。政府は、身代金支払いを含め、ハイジャッカーに実質的な譲歩をすることはない」と述べた。

ジョプリング卿は 10 月に、資金洗浄とテロに関する報告書、"The Growing Threat of Piracy"を英国会上院に提出した。

備考:ジョプリング卿の報告相は以下を参照;

http://www.nato-pa.int/Default.asp?SHORTCUT=1770

11月2日「ソマリアの海賊、米籍船を襲撃」(Trade Winds, November 2, 2009)

米籍船のばら積船、MV Harriette (2万5,951DWT) は2日、ソマリア沖350カイリのインド洋で、ソマリアの海賊に銃撃され、1メートル以内にまで接近されたが、辛うじて回避に成功した。米国の運航社、Sealift Inc.によれば、2隻の小型ボートに乗った12人の海賊が該船に接近し、金属製の梯子で乗り込もうとしたが、船長が回避行動を取ったことで、難を免れた。該船の乗組員は21人、全て米国人で、ケニアのモンバサからインドのムンバイに向かっていた。

【関連記事】

「ドイツ海軍戦闘艦、海賊容疑者 4 人を尋問後、釈放」 (Maritime Security Centre, Horn of Africa, Press Release, November 4, 2009)

EU 艦隊(EU NAVFOR)に所属するドイツ海軍フリゲート、FGS Karlsruhe は、2 日に米籍船の MV Harriette とオランダ籍船の MV Jo Cedar が襲撃された現場海域を捜索していた。EU NAVFOR の海上哨戒機が海賊の小型ボートを発見し、FGS Karlsruhe の艦載へリに位置を通報した。発見海域に到着した FGS Karlsruhe は、臨検チームを発進させた。ボートから物品が海中に投棄されるのが目撃され、臨検チームの尋問に 4 人の容疑者は漁民だと言い張った。ボートに漁網はなく、所持していた可能性のある武器類は投棄されていた。しかし、海賊行為に使用される一部の道具類は残っており、没収された。4 人の容疑者は尋問後、釈放された。

11月3日「MMEA が唯一の海上法執行機関に一マレーシア」(Bernama, November 3, 2009)

3 日付のマレーシア国営、Bernama 通信の報道によれば、マレーシア海洋法令執行庁(the Malaysian Maritime Enforcement Agency: MMEA)は、2011年までにマレーシア唯一の海洋法令 例執行機関となる。それまでに、その他の政府機関から海洋法令執行機能と資産が MMEA に移管される。MMEAのユナン(RAD Noor Aziz Yunan) 副長官(運用担当)によれば、現在、海洋法令執行機能は、海洋局(Marine Department)、漁業局(Fisheries Department)、入国管理局(Immigration Department)、海上警察(Marine Police)、税関局(Customs Department)、環境局(Department of Environment)、海軍及び空軍の8つの機関に混在している。こうした状況が財政負担増の要因となっており、整理は不可欠とされていた。これら8機関からの移管作業はすでに始まっている。移管後は、海洋関連の法令はすべて MMEA が執行し、他の機関の要員は MMEA への異動の選択肢を与えられる。アジズ副長官はまた、移管に伴って、MMEA も老朽船を改修すると共に、より効率性の高い法令執行機関に衣替えする必要があると強調した。さらに、アジズ副長官によれば、マレーシア領海、特にマラッカ海峡の公害取り締まりを強化する必要があり、既に MMEA の C・1415 哨戒機は廃油の不法投棄を監視し、容疑者を逮捕するための精巧なシステムを装備することになっている。MMEA は、首相府直属の機関である。

11月5日「中国海軍第4次ソマリア派遣艦隊、アデン湾に向け出航」(解放軍報電子版、「馬鞍山」 艦、November 4, 2009)

中国海軍第4次ソマリア派遣艦隊は5日、アデン湾に向けて出航した。第4次派遣艦隊は誘導ミサイル駆逐艦、「馬鞍山」及び「温州」で構成され、司令官は邱延鵬である。

【関連記事】

「中国海軍第4次派遣艦隊、アデン湾で第3派遣艦隊交代」(解放軍報電子版、アデン湾、November 30, 2009)

中国海軍第4次派遣艦隊は29日、初めての単独の護衛任務を完了し、第3次派遣艦隊から任務を引き継いだ。第3次派遣艦隊の「舟山」と「徐州」は8月1日より護衛任務を開始し、53回の船団護衛を実施し、その内、護衛船舶総隻数は582隻であった。第3次派遣艦隊は、艦載の小型機動船による護衛、夜間の小型ボートによる特殊戦闘員の輸送、外国艦隊との合同護衛、遠洋における外国軍との合同軍事演習など、中国海軍にとっての初めての任務をこなした。両戦闘艦は帰国の途次、それぞれシンガポールとマレーシアを友好訪問する。また、香港特区政府の招きにより、12月14日から17日に香港に停泊し、記者会見や一般公開などの活動を行う。

11月5日「デンマークの船社、ロシア海兵隊員を自社船護衛に雇用」(Lloyd's List, November 5, 2009)

デンマークの船社、Clipper Group は、一度に最高 6 人までのロシア海兵隊員を、自社船がアデン湾を通航する間、乗船させている。アデン湾の海賊対策として軍要員を自社船護衛に雇用していることを、民間の船社が公に認めるのはこれが初めてと見られる。他国の政府も、厳しい条件と高額のコストにも関わらず、軍要員を雇用している。ベルギー人所有でベルギー籍船の船主は、ドバイ、ジブチ及びモンバサの基地から 8 人の軍要員のチームを 11 万 5,000 ユーロ(17 万 884 米ドル)で雇用することができる。同サービスを利用している船主がいるかどうかは今のところ不明である。フランスも同様の政策を採用している。一部のフランスの船主は、公表せずに同サービスを利用したと見られている。

Clipper Group によれば、ロシア海軍が護衛している船舶のほとんどはロシア人船員が乗船している。頻度は明らかではないが、ロシア海軍はまた、他の船社の船舶にも軍要員を乗船させているという。Clipper Group のマネージャーは、「海兵隊員の乗船は現地の軍司令官からの要請に基づいたものである。アデン湾航行時に武装軍人を乗船させたいと申し出てきたので、もちろん承諾した」と述べた。彼はまた、民間の武装警備要員を利用するつもりはない、と語った。日本の海上自衛隊、中国及びインド海軍も護衛サービスを提供しているが、軍要員を乗船させる選択肢は出していない。Clipper Group の貨物船、MV CEC Future は 2008 年 11 月にハイジャックされ、2 カ月余の拘留の後、170万米ドルの身代金で解放されている。他のデンマークの船主は、警備要員を乗船させていることは認めているが、非武装であると主張している。デンマーク籍船に武装警備要員を乗船させるには同国司法省の認可を必要とするが、Clipper Group の全ての船舶は他国籍船で、認可を必要としない。英国の治安コンサルタントは、「もし海賊の銃撃に銃撃で応じれば、状況を 10 倍悪化させる。そうなれば、非武装商船のインド洋での航行はほとんど不可能になろう」と指摘している。

11月5日「ソマリアの海賊 ギリシャ船をハイジャック」(Maritime Security Centre, Horn of Africa, Press Release, November 5, 2009)

ソマリアの海賊は5日、ギリシャのばら積船(マーシャル諸島籍船)、MV *Delvina*(5万 3,629DWT) をソマリア南部沿岸でハイジャックした。乗組員は21人で、その内訳はウクライナ人7人、フィリピン人14人である。該船は、ザンジバルに向かって航行中であった。

11 月 7 日「ソマリアの海賊、パナマ籍船をハイジャック」(Ecoterra International, November 10, 2009)

ソマリアの海賊は 7日、パナマ籍船の貨物船、MV Almezaan (2,086GT) をソマリア沿岸でハイジャックした。該船の乗組員は 17人で、その内訳はインド人が 15人、パキスタン人が 2人で、他にソマリア人が 1人乗っていた。該船の積荷は武器との報道もあったが、関係者によれば、積荷は一般的な貨物で、ドバイを 10月 24日に出航し、11月 6日か 7日にソマリアのモガディシュに入港予定であった。

11月9日「ソマリアの海賊、セイシェル北東沖で VLCC 襲撃」(Trade Winds, November 9, 2009)

ソマリアの海賊は9日、セイシェル北東約400カイリのインド洋で、香港籍船のVLCC、MT BW Lion (29万8,600DWT) を自動火器とロケット推進擲弾筒で襲撃した。襲撃海域はソマリア沿岸から東方に約1,000カイリ離れたインド洋で、これまででもっとも遠い海域であった。該船は、2隻の小型ボートで襲撃されたが、増速して回避行動を取ることで、逃れられた。セイシェルから運用されている、EU 艦隊(EU NAVFOR)に所属するルクセンブルグの海上哨戒機が襲撃現場の捜索に当たった。最も近い海域には、フランス海軍のフリゲート、FS Floreal がいた。

11月9日「NATO ソマリア沖派遣部隊交代」(Standing NATO Maritime Group 1(SNMG1)News Release, November 9, 2009)

NATO ソマリア沖派遣部隊は9日、Standing NATO Maritime Group 2 (SNMG2) から Standing NATO Maritime Group 1 (SNMG1) に交代した。SNMG1 は、NATO の海賊対処活動、Operation Ocean Shield に従事する。SNMG1 は、ポルトガル海軍フリゲート、NRP Álvares Cabral (旗艦)、米国海軍誘導ミサイル駆逐艦、USS Donald Cook、同 USS Stephen W Groves、及びイタリア海軍フリゲート、ITS Libeccio から構成される。

11月 10日「EU・セイシェル、地位協定に調印」(Shiptalk, November 11, 2009)

EU とセイシェルは 10 日、地位協定に調印した。これによって、EU 艦隊(EUNAVFOR) は、セイシェル領海内で海賊対処が可能になる。セイシェルは既に、フランス及び米国と同様の協定を結んでいる。

11 月 11 日「ソマリアの海賊、ギリシャ船をハイジャック」(Trade Winds, November 11, 2009)

ソマリアの海賊は 11 日、セイシェル北東 400 カイリの海域で、ギリシャの貨物船(マーシャル諸島籍船)、MV Filitsa(2万3,700DWT)をハイジャックした。該船の乗組員は 3人のギリシャ人と 19人のフィリピン人で、クウェートから南アフリカのダーバンに向かっていた。該船は、11月5日 にハイジャックされた、MV Delvina に続いて、この1週間以内にハイジャックされた2隻目のギリ

シャ船となった。ソマリアの海賊は、5 月 2 日にハイジャックしたギリシャ船(マルタ籍船)、MV Ariana(6 万 9,000DWT)も依然拘束している。この海域では、9 日にモガディシュ東方約 1,000 カイリの海域で、29 万 8,600DWT の VLCC、MT BWLion が海賊の襲撃を受け、銃撃やロケット推進 擲弾で攻撃されたが、2 時間後に回避に成功している。

11月 12日「フランス海軍、12人の海賊容疑者を拘束」(AP, November 13, 2009)

フランス国防省の13日の声明によれば、フランス海軍のフリゲート、FS Floreal は12日、ルクセンブルグの海上哨戒機の支援の下、ソマリア東岸650カイリのインド洋で、海賊母船1隻と2隻の小型ボートを拘束した。フランス海軍は、強襲ライフルやロケット推進擲弾筒及びその他の武器を押収すると共に、12人の海賊容疑者を拘束した。

11月13日「インド洋でのハイジャック成功率急上昇、IMB 警告」(Lloyd's List, November 13, 2009)

IMBによれば、ソマリア東岸沖、セイシェルとマダガスカル周辺海域におけるソマリアの海賊による襲撃件数は、モンスーンの季節が終わったここ 2~3 週間で 17 件報告され、その内 8 件がハイジャックに成功している。2009 年第 3 四半期までのソマリアの海賊による襲撃件数、148 件の内、ハイジャックに成功したのは 32 件で、その成功率は 22%であった。 IMB によれば、ここ 2~3 週間のハイジャック成功率の急上昇は、襲撃海域がソマリア沿岸沖 600 カイリ以上、1,000 カイリ以内のインド洋に移っているためである。ケニア、タンザニア及びセイシェルの港に入港する船舶は、ソマリア沿岸の方へ向かう以外に選択がないため、特にこれらの船舶が狙われている。 IMB は既に、ソマリア沿岸から 600 カイリ離れて航行するよう警告すると共に、航行船舶は海賊警戒態勢を強化し、海賊を素早く発見し、できるだけ遠くに逃げることが重要である、としている。

11 月 16 日「ソマリアの海賊、セイシェル沖でケミカル・タンカーをハイジャック」(Maritime Security Centre, Horn of Africa, Press Release, November 17, 2009)

ソマリアの海賊は 16 日、セイシェル北西 180 カイリの海域で、バージン諸島籍船のケミカル・タンカー、MV *Theresa VIII* (2 万 2,294DWT) をハイジャックした。シンガポールの船社が運航する該船の乗組員は 28 人で、全員北朝鮮人である。該船は、ケニアのモンバサに向かっていた。

該船の船長はハイジャック時の銃撃で負傷し、その後死亡したと見られる。(Maritime Global Net, November 18, 2009)

11月17日「ソマリアの海賊、スペイン漁船解放」(Bloomberg, November 17, 2009)

スペイン漁船をハイジャックした海賊グループの1人が明らかにしたところによれば、彼らはマグロ漁船、FV *Alakrana* と乗組員の解放を条件に400万米ドル(350万米ドルという報道もある)の身代金を手に入れたという。一方、スペイン政府は、漁船のハイジャックに関わったとして10月3日に拘束した海賊容疑者2人の釈放に同意したとされる。

11月 18日「ソマリアの海賊、米籍船を再び襲撃」(The New York Times, November 18, 2009)

米海軍中央軍司令部によれば、米籍船のコンテナ船、MV Maersk Alabama (1万7,525DWT) が 18日、ケニアのモンバサに向けて航行中、ソマリア沿岸の北東約 600 カイリの海域で小型ボートに

乗った 4 人の海賊に 300 ヤードまで接近された。該船の保安チームが小火器で応戦すると共に、大音響発生装置を使用し、回避行動を取って、襲撃を免れた。該船は 4 月 8 日、ソマリアの海賊に一時乗り込まれ、船長が人質に取られた。(この事案については、OPRF 海洋安全保障情報月報 2009 年 4 月号 1.1 治安参照。)

11月23日「インド、セイシェル近海に哨戒艦派遣」(Xinhua, November 23, 2009)

インドの the Indo-Asian News Service の 23 日付報道によれば、インド海軍は、セイシェルとモーリシャス近海における海賊対処のために、外洋哨戒艦、INS Savitri を派遣する。同艦には、艦載へリが搭載され、また海兵部隊が乗艦している。同艦は、11 月から 2010 年 1 月初めまで、セイシェルとモーリシャスの EEZ 内で哨戒活動を実施する。

11月24日「ソマリアの海賊、インド洋で VLCC を襲撃」(Trade Winds, November 26, 2009)

ソマリアの海賊は24日、モガディシュ東方約1,100カイリの海域で、インド籍船のVLCC、MT Smiti (28 万1,400DWT) を襲撃した。該船は、回避行動と加速で逃げ切ったが、操舵室の右舷側の窓に損傷を受けた。乗組員は全員無事だという。

11月 29日「ソマリアの海賊、ギリシャ籍船の VLCC をハイジャック」(BBC News, November 30, 2009)

ソマリアの海賊は 29 日、ギリシャ籍船の VLCC、MT *Maran Centaurus* (30 万 264DWT) を、セイシェル北東約 800 カイリのインド洋でハイジャックした。該船は、2,000 万米ドル相当の原油を積載しており、ハイジャック時 $11\sim15$ ノットの低速で、サウジから米国のニューオーリンズに向かっていた。該船の乗組員は、フィリピン人 16 人、ギリシャ人 9 人、ウクライナ人 2 人、ルーマニア人 1 人の計 28 人である。

VLCC のハイジャックは、2008 年 11 月 15 日の MT Sirius Star (31 万 8,000DWT) 以来、2 隻目 である。(該船は、2009 年 1 月 8 日に 300 万米ドルといわれる身代金を支払って解放された。)

11月30日「国連安保理、ソマリア海賊対策1年延長決議採択」(UN News Centre, November 30, 2009)

国連安保理は30日、全会一致で決議1897を採択した。決議1897の主眼は、2008年12月2日に 採択された決議1846を、更に12カ月間更新することである。決議1897は、ソマリア暫定政府の合 意を得るという条件で、各国及び地域機構に対するソマリア領海を含む海域での必要な海賊対策を行 うための権限付与を、更に12カ月間延長する。

備考:安保理決議全文は以下を参照;

http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N09/624/65/PDF/N0962465.pdf?OpenElement

←/ ≥ トピック Ø←/

国際会議報告

海賊と法的諸問題に関する国際会議、"Piracy and Legal Issues: Reconciling Public and Private Interests" が、英国のシンクタンク、Chatham House の主催で、2009 年 10 月 1~2 日の間、ロンドンで開催された。この会議には当財団の政策研究グループ研究員・小谷哲男が参加した。

この会議の主たる論点は、「海賊はテロリストなのか」というもので、会議の中で何度も繰り返された。会議の結論としては、テロリストというよりは、通常の犯罪として扱うというのが大勢でであった。しかし、その際、海軍による商船の護衛とは別に、海賊容疑者の逮捕、拘留、訴追、身代金の回収という観点では、さらに検討すべき法的問題が山積していることが明らかとなった。そこにおける問題の所在は、国際法よりも国内法にあることもわかった。日本はいち早く海賊処罰・対処法を成立させたが、実際の司法権の行使は未経験である。実際の運用には様々な問題が予想されるため、さらなる研究が必要となろう。この点、今回の会議は示唆に富むもので、大変有意義なものであった。

以下は、会議の各セッションにおける論議の概要である。(文責 小谷哲男)

1. セッション1

ここでは、海賊対策に関連ある国際法及び国際的枠組みの検討が行われた。

海賊対策には、国連海洋法条約(UNCLOS)の他、公海条約、海洋航行不法行為防止条約(SUA条約)、人質行為防止条約、テロ資金供与防止条約、国際組織犯罪条約、各種国連安保理決議などが有用である。UNCLOS は海賊を定義し、公海条約とともにすべての国家に海賊の取り締まり及び訴追を義務化する。SUA条約は公海上での乗っ取りに対して適用でき、容疑者の第三国への引き渡しを可能とする他、各国に訴追に関する国内法の整備を義務づけている。人質行為防止条約とテロ資金供与防止条約、国際組織犯罪条約は訴追に関して国家間の協力を義務づけている。

国連安保理決議 1816 と 1846 はソマリア領海内での取り締まりを可能とし、1851 はソマリア領土での作戦を可能とする他、「乗船規定」、協力メカニズムの構築、情報共有センターの設置、能力構築を謳っている。ただし、これらの安保理決議はソマリアの特殊事情を背景としており、他の国・地域には適用されないことが明記されている。

課題としては、各国の国内法の整備が必ずしも進んでいないことがまず挙げられる。他に、海賊行為を私的目的に限定することの是非、司法手続きの整備、あるいは引き渡し実施上の諸問題(移送費、通訳等)がある。

2. セッション2

ここでは、関連する民間部門の観点から議論が行われた。

関連する民間部門には、船主、荷主、乗員、用船の他に保険業界(戦争船舶保険、船体保険、P&I、身代金等)がある。民間部門の最優先課題は、the Best Management Practices (BMP)*の共有である。そのためには、被害に遭った船舶がなぜ被害にあったのかを研究する必要がある。

人質解放交渉は平均で50-60日かかり、通訳の問題や、誰が身代金をどれだけ支払うかという問題がある。身代金は平均200~300万米ドルとなっている。その際、どの保険が適用されるのか、海賊

とテロの峻別が問題となる。乗員の観点からは、便宜置籍船制度によって船主と乗員が国籍を持つ国家が責任を果たしていない問題がある。船主と乗員が国籍を持つ国家は、IMO決議に基づいて海賊事件を捜査する義務、乗員に十分な訓練を与え乗員の家族のケアを行う義務がある。商船の武装は危険の増大につながるため好ましくない。

備考*: BMP は、海賊被害するための船舶の安全のための「チェックリスト」で、航行前の事前措置、 航行中の措置、襲撃された場合の対応、乗り込まれた場合の対応、及び各国海軍戦闘艦による 対処行動における措置について列挙している。

このブックレットは以下から入手可:

http://www.marad.dot.gov/documents/HOA_OCIMF_piracy_web.pdf なお、2009年8月21日の改訂版については以下から入手何:

http://www.ukpandi.com/UKPandI/Infopool.nsf/html/BMPPiracy

3. セッション3

ここでは、海賊に対する武力行使について議論が行われた。

米国では軍艦には交戦規定があり、自衛と任務遂行上武力行使を行うことができる。商船は事態が急迫している場合に自衛及び他の保護、船体の保護のために必要最小限の武力行使が認められる。商船が使用できる非殺傷武器には、回避操舵、音響兵器、高圧放水等があるが、これらの使用と警告射撃は武力行使とはみなされない。乗員の武器携帯については、米国籍人には米国法典第 18 編が適用され、外国人には各寄港国の規制に従う必要がある。また、規定の訓練を受け、英語を話すことと運輸業界従事者身分証明(TWIC)の保持が義務づけられる。商船の武装護衛は賛否両論であるが、武装商船が海賊被害にあった事例は報告されていない。武装護衛の必要性は、海賊案件の増大と衛星等の技術や船舶の発展、何より消極的防衛手段では海賊を撃退できないという事実に見出される。武装護衛に当たっては、音響兵器や高圧放水等の非殺傷的手段をまず使用し、それでも効果がみられない場合に武器の使用に移行する。その場合も警告射撃、船体・エンジン、人体という順番で攻撃する。海軍が海賊対策にいつまで力を入れられるか不明であり、武装護衛の必要性はこれからも高まると考えられる。

一方、商船業界は概して武装護衛には消極的である。海賊には武装船舶を見分けることはできないし、警告も言語の壁のため伝わらないことがある。武装は暴力の拡大にもつながるし、旗国の規制の問題もある。航路の選定と BMP の実践、沿岸国との緊密な連絡による被害の回避が商船業界の一義的責任である。ソマリア沖海賊問題は改善しておらず、海軍は交戦規定の問題で限定的な作戦しか実施できない。国内法の不備による海賊の解放は、海賊行為の助長につながっている。

4. セッション4

ここでは、海賊の拘束、拘留、訴追が議論された。

海賊の拘束に当たっては、武力の行使は必要最低限でなければならず、容疑者が死亡または重傷の場合には説明責任が求められる。容疑者が死亡・重傷の場合、英国では射撃再検討委員会が立ち上げられ、拘束のために武力行使が殺人に当たらないか調査することになっている。また、容疑者拘束時に軍艦へ移送するに当たって、関係諸国の同意を得るために数日を要する場合があるという問題がある。証拠の押収に関しては、母船から証拠を押収することが困難であるという問題がある。ソマリア領海内における武装強盗を取り締まる法制度の不備という問題も残っている。海軍艦船は容疑者を拘

留する施設がなく、適切な取り扱いをする上で問題がある。容疑者の人権保護は重要な問題である。 ヨーロッパにはヨーロッパ人権条約があるが、公海への適用については賛否両論ある。訴追に関して は、容疑者の身元確認、証拠の保全、現場の保全、目撃者の確保、通訳の問題がある。

5. セッション5

ここでは、地域国家における裁判の現状が議論された。

これまでケニアでは 10 件の有罪判決が出て、100 件が再拘留となっている。セイシェルでは 23 人が国外追放となっている。ケニアの裁判所施設は改修が済み、目撃者の保護、ビデオリンク、トランスクリプションに必要な設備が導入されている。一方、刑務所の方は改修が必要な状態が続いている。

6. セッション6

ここでは、海賊を通常の犯罪とみなすべきか、テロとみなすべきという点が議論された。

国際法上、テロの定義は曖昧なままである。それはテロリストと自由の闘士の峻別が困難だからである。一方、海賊はテロリストではない。西アフリカのギニア湾は2006年に世界3位の海賊多発地域となり、人質事件の件数は世界1位となった。ナイジェリアの海賊はギニア湾における多国籍石油産業の資源開発が引き起こした環境破壊によって被害を被った漁民であって、彼らはテロリストではない。こうした問題の解決には、法執行機関の能力構築の他に雇用創出が挙げられる。一方、海賊ではなく、違法漁業がテロリズムの資金源となっている可能性がある。

7. セッション7

ここでは、海賊の資金源の追跡と身代金の回収に関して議論がなされた。

国際資産回復センター(ICAR)は2006年に設立され、汚職や犯罪による盗難資産の追跡に必要な能力の向上に貢献している。海賊に支払われた身代金は、組織のボスや実行犯に配分されるだけでなく、投資や政府の役人への賄賂にも使われる。海賊事案に関しては、容疑者の身元が不明で、資金の動きが非公式であるため、追跡は困難である。ケニア、アラブ首長国連邦(UAE)、米国、英国、エチオピアで資金洗浄が行われている。身代金の支払いは、上空から投下する場合もあれば、銀行間振替で行われることもある。身代金の回収の鍵は、容疑者への事情聴取、仲介者への接触である。

備考:チャタムハウスの会議の報告書は以下を参照:

http://www.chathamhouse.org.uk/events/view/-/id/1259/

1.2 軍事

11 月 2 日「未来の海の戦場に備える—中国東海艦隊の総合遠洋測量船」(解放軍報電子版、November 2, 2009)

2日付の解放軍報電子版は、東海艦隊の総合遠洋測量船、「竺可楨」の海洋調査活動を紹介している。 それによれば、東海艦隊の作戦支援艦支隊の「竺可楨」は、東南の沿岸と近海の測量、海図作成を担 当し、海上作戦、訓練のための海洋環境の情報を提供している。東海艦隊の某支援艦支隊の支隊長、 黄新建は、海洋調査活動の狙いについて、以下の諸点を指摘している。①海洋の測量、海図作成は水 上戦闘艦艇と潜水艦の訓練に必要な海洋環境、気象などの資料を提供するが、これは将来の海洋にお ける戦争の主導権の鍵の1つである。②海軍を近海防御から遠洋防衛に適した組織に変容させ、情報 化環境下の遠洋機動作戦能力の向上は、海軍の新時期の歴史的使命の必然的要求であり、中国海軍の 海洋の測量、海図作成の戦略的変化の方向性を示している。海洋の深さ、波、重力・磁力の測量、海 底地質や地形などの情報を得ることは、全て現在と将来に完成しなければならない任務である。

11月5日「中国の空母建造、台湾の見方」(AFP, November 5, 2009)

台湾の蔡得勝・国家安全局長はこのほど立法院で、中国の空母建造について、空母建造はスムーズにいっていない、技術的なブレークスルーがない限り、中国海軍が 2012 年までに空母を就役させるのは困難かもしれない、との見通しを明らかにした。蔡局長によれば、これは、国家安全局の分析結果であると共に、中国共産党の見方でもあるという。台湾の淡江大学の黄明仙教授は、中国軍が空母とその艦載機さらには随伴戦闘艦による空母打撃群を完成させるには少なくとも 10 年を要すると見、「この野心的なプロジェクトが完成すれば、域内に極めて深刻な軍事的インパクトを及ぼすであろう。その時に備えて、米国、日本そして台湾は、それぞれの軍事戦略を再検討しておく必要があろう」と強調している。黄教授は、中国の空母打撃群は台湾海峡とは別の方向から台湾を攻撃できることから、台湾に対する中国の脅威は潜在的に倍増する、と指摘している。

11 月 7 日「米海軍両用輸送艦、USS New York 就役」(Navy News Stand, November 7, 2009)

米海軍の $San\ Antonio$ 級両用輸送艦の 5 番艦、USS $New\ York$ (LPD 21) は 7 日、ニューヨーク で就役した。同艦には、9. 11 テロで崩壊したニューヨークの世界貿易センタービルの鉄骨、7.5 トンが使われている。同艦の母港は、バージニア州ノーフォークとなる。

- **11月9日「今後20年間建艦ブームに一アジア太平洋地域」**(The Straits Times, November 9, 2009) 11月9日付のシンガポール紙、*The Straits Times* は、今後20年間、アジア太平洋地域では建艦ブームが予測されるとして、要旨以下のように指摘している。
- ①米国の海軍関係のコンサルタント会社の推計によれば、今後 20 年間、全世界で最大 6,400 億米ドルの海軍艦艇の建艦が見込まれており、その大部分がアジア太平洋地域諸国によるものである。
- ②別の推測では、今後 10 年間で、オーストラリア、中国、インド、インドネシア、日本マレーシア、パキスタン、シンガポール、韓国、ベトナム、そして恐らく台湾が 80 隻、あるいは 100 隻の潜水艦を取得する可能性がある。オーストラリアの戦略研究所によれば、同国は、現有の 6 隻の *Collins* 級潜水艦に替えて、2025 年までに 12 隻の新型潜水艦を最大 330 億米ドルで調達する計画である。

- ③インドネシア海軍の艦艇の平均艦齢は 2020 年までに 41 年となり、タイ海軍のそれは 33 年、パキスタンは 30 年、そして日本と台湾は 27 年となる。加えて、特定の艦種は技術の急速な進展によって旧式化している。こうした傾向が、新型艦艇の導入を促進する。
- ④第3世代の海軍のプラットフォームには、多用途水上艦艇、遠征能力と航空機運用能力を持つ艦艇、 潜水艦、偵察任務を遂行する半潜没型の無人艦艇や無人機などが含まれる。

11月 17日「中国の対艦弾道ミサイル、近く配備へ─米海軍情報部」(Bloomberg, November 17, 2009)

米海軍情報部の見積もりによれば、中国の世界初の対艦弾道ミサイルが配備に近づいている。このミサイルは射程約1,500キロで、陸上の移動式ランチャーから発射でき、特に米海軍空母打撃群攻撃用に開発されたものである。米海軍の11隻の空母の内、5隻が太平洋側に配備されており、その任務には台湾防衛も含まれる。ワシントンの専門家、クレピネビッチ(Andrew Krepinevich)は、このミサイルの役割はこの地域を米空母にとって a "no-go zone"にすることにある、指摘している。海軍情報部によれば、中国はまた、中国本土からより遠距離で米海軍艦艇の動きを捉えるために、超水平線レーダー網を開発しており、更に2000年以来、対艦ミサイルを搭載する海軍戦闘艦は12隻から36隻に3倍増となっている。

11月20日「中国海軍元級潜水艦『藍鯨』海上公試完了」(解放軍報電子版 November 20, 2009)

20 日付けの解放軍報によれば、元級潜水艦、「藍鯨」はこのほど、「極限深潜」、水中高速航行、深海での魚雷発射などの試験、訓練期間を経て、全ての性能が設計と作戦の要求水準に達したという。この新型潜水艦は 2006 年 12 月に、中国共産党総書記、国家主席、中央軍事委員会主席の胡錦濤自身から、中国海軍軍旗を授与されたという。

11月25日「潜水艦訓練昨今—中国海軍」(解放軍報電子版、November 25, 2009)

25日付の解放軍報電子版は、東海艦隊の某潜水艦支隊の参謀長、胡武波を特集記事で取り上げ、同参謀長による潜水艦部隊の訓練要綱策定や訓練マニュアルの整備における足跡を紹介している。(中国海軍潜水艦部隊の実情の一端を知る興味深い記事である。)

それによれば、2004 年 4 月、ある新型潜水艦の乗員に対する新装備の訓練が行われた。この訓練の目的は潜水艦発射の対艦ミサイルの運用を掌握することであった。しかし、半年間の訓練において「ミサイル戦闘要領」課程は 20 時間しかなく、艦長を務めた胡武波は課程を増やすよう要求した。訓練を受ける要員が課程を調整するように要求することは、中国海軍の訓練の歴史上初めてのことであった。結局、「ミサイル戦闘要領」課程は 100 時間に増やされた。更にこの訓練で、「潜水艦発射ミサイル戦闘要領」など、3 冊の訓練マニュアルが完成した。

また、胡武波が新型の潜水艦で初めてのミサイル発射実験を担当した際、ミサイルの完全な「発射手順」がなく、簡単な号令がいくつかあるのみであった。胡武波はここでも、戦術チームを発足させ、「ミサイル発射システム手順」マニュアルを完成させた。更に 2009 年 7 月に東シナ海のある海域で、「複雑な電磁環境」における実弾演習が行われた際、胡武波が参謀長を務めた新型潜水艦(指揮艦)が発射した対艦ミサイルは正確に遠方の目標に命中した。この経験から、胡武波は、現代化された新型潜水艦の模擬訓練センターを建設しなければならないと考え、2009 年初め、北京において海軍装備部門の指導者の支持を得ることに成功した。この指導者は胡武波に、「参謀長の主要な職責は訓練である。

なぜ装備部に出向いたのか」と問いかけた。胡武波は、「新型潜水艦が配備されて以来、訓練施設がなく、訓練は全て実際の操作に依存しており、これが機械の重篤な摩耗を招き、訓練の効率は高くありません」と、現場の実情を訴えた。装備部門の指導者はすぐに「必ず支援しよう」と応じ、「潜水艦模擬訓練システム」によって支援することになった。この模擬訓練室で乗員は3か月間、集中訓練を行う。これによって、技能を習熟するだけでなく、教育期間が半年に短縮され、訓練のコストは50%近く削減されたという。

11月28日「中国海軍病院船『和平方船』、巡回診療航海終了」(解放軍報電子版、三亜、November 29, 30, 2009)

中国海軍の病院船、「和平方舟」は 28 日、10 月 20 日から 39 日間の巡回任務を終え、海南島の三 亜の軍港に帰港した。同船は上海から出港し、北は黄海における中国の第 1 哨戒地点とされる海洋島、 南は南沙諸島と西沙諸島の 14 の島嶼、更に 4 隻の艦艇において巡回診療を行った。

1.3 外交·国際関係

11月8日「中国、アフリカ諸国に低金利ローンを提供」(The Washington Post, November 9, 2009)

中国の温家宝首相は8日、エジプトで開催された中国・アフリカ首脳会議で、今後3年間で100億米ドルの低金利ローンをアフリカ諸国に提供すると述べ、アフリカの石油と鉱物資源を略奪しているとの非難に対抗して、中国のアフリカに対する関与を維持していく方針を明示した。今回の供与額は、2006年の50億米ドルの2倍である。首脳会議では、中国とアフリカ諸国の双方の代表団は、中国の資源獲得を超えた双方の絆を確認した。双方の貿易額は、2008年には1,070億米ドルとなり、2000年以来、45%増となった。

11月14日「オバマ米大統領、アジア政策について演説」(The White House, Office of the Press Secretary, November 14, 2009)

オバマ米大統領は訪日中の 14 日、東京でアジア政策について演説し、日米同盟、対中関係などについて要旨以下の諸点を指摘した。

- ①日米同盟:今から2カ月後、日米同盟は50周年を迎える。以来半世紀、同盟は我々の安全と繁栄の基盤として続いてきた。日本は、イラク復興から「アフリカの角」沖での海賊対策、アフガニスタンとパキスタンの民生支援など、世界の安定に重要な貢献を果たしてきた。日米同盟が発展し、将来の状況に適応していく中で、我々は常に、平等と相互理解のパートナー関係を目指していく。
- ②米国は太平洋国家:米国は、何世代にもわたる太平洋国家でもあった。アジアと米国は、この大海によって隔てられているのではなく、結び付いている。今日、米国とアジア太平洋地域の運命は、かつてないほど密接に結び付いている。全ての人、全ての米国人に知ってもらいたいのは、この地域で起こることが我々の国内での生活に直結し、この地域の将来が我々の利害にもかかわるということである。共通の課題に対処するため、米国は従来の同盟関係を強化し、地域各国と新たな協力関係作りを検討している。同盟とは、過去の歴史文献ではなく、我々が共有する安全保障の土台となる永続的な約束である。

③中国:米国は、21世紀には、ある国の安全保障と経済成長が他国の犠牲の上に成り立つ必要はないという観点から、台頭する諸国に目を向けている。私は、米国が中国の台頭をどう見るか、という問いかけを多くの人が行っていることを承知している。あらゆる国に対すると同様、米国は中国に対し、自国の利益に焦点を当てながら接していく。我々は中国が世界の舞台でより大きな、成長する経済と応分の責任を果たせる役割を担おうとしていることを歓迎する。従って、米国は、中国の封じ込めは目指さない。また、中国との関係強化が、米国と他の国との同盟の弱体化につながることはない。逆に、強力で豊かな中国の興隆は、国際社会の強さの源となりうる。そのため、北京でもどこでも、我々は米中間の戦略・経済対話を深め、軍同士の意思疎通を改善していく。

備考:演説全文は以下を参照;

http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-barack-obama-suntory-hall

1.4 海運・資源・環境・その他

11月2日「ロシア原油産出量、日産でサウジを凌駕」(Fairplay Daily News, November 3, 2009)

ロシアのエネルギー省が2日に公表したところによれば、ロシアの10月の原油産出量は、日産1,004万バレル(ガス・コンデンセートを含む)で、9月より0.4%増、2008年同期よりほぼ2%増であった。一方、サウジの10月の日産はOPEC上限の800万バレルにまで引き上げられたが、ロシアの方が200万バレル多い。増産の要因は、東シベリアのクラスノヤルスクにあるロスネフチ社のVankor新油田での産出量の増加で、10月は9月より8%増の日産16万バレルとなった。Vankor油田の産出量は12月には日産20万バレルを超すと予測される。これによって、鉄道で東の日本海に面したコズミノ湾タンカー・ターミナルに向けた輸出が増加すると見られている。

11 月 3 日「中国石油、ミャンマー経由のパイプライン建設に着手」(AFP, November 4, 2009)

3日付の中国石油天然ガス集団公司(CNPC)の HP で明らかにされた発表によれば、同公司はこのほど、ミャンマー経由のパイプラインの建設に着手した。同公司は、ミャンマー西部の Maday 島に荷揚げ施設と石油タンクの建設を開始した。同公司の発表によれば、Maday 島と中国雲南省の Ruiliの間を、延長 771 キロのパイプラインで連結する。パイプラインは初期段階では、年間 1,200 万トンの原油を輸送できると期待されているが、運用開始時期を明らかにされていない。このパイプラインは数年間の建設期間が見込まれており、完成すれば、アジアにおけるマラッカ海峡を経由しない石油供給の巨大なバイパス・ルート(約 1,200 キロの距離が短縮される)となろう。中国メディアによれば、同公司の投資額は 20 億米ドル強で、最終的には年間 2,200 万トンの原油を輸送できるという。同公司はまた、雲南省の省都、昆明まで年間 120 億立米の天然ガスを輸送できるパイプラインも 2012年までに建設する計画である。

11月4日「油流出事故—沿岸国、厳しい対応を継続」(Lloyd's List, November 4, 2009)

2002 年のスペイン大西洋岸での MT Prestige、2007 年の韓国沿岸での MT Hebei Spirit による油流出事故を受け、シングルハル・タンカーは 2010 年末までに段階的に廃止される事になっている。また、MT Hebei Spirit の事故は、船舶からの油流出による汚染に対して国際的に合意された規則が

なければ、沿岸国が国内の厳しい刑事責任基準を船主や船員に課し続けることになるという、警鐘を鳴らした。タンカー船主と管理者、特にシングルハルの巨大タンカー船主は、こうしたリスクに留意しておかなければならない。

現在世界には約540隻のVLCCがあるが、その内、約90隻がシングルハル・タンカーで、2010年末までに段階的に削減される状況にあるが、一部のシングルハル・タンカーは、旗国の許可を得て2015年まで運航が可能である。現在の世界の経済状態から、多くの運航社はシングルハル・タンカーのスクラップに拍車をかけるであろうが、一部の運航社は、市場の回復と価格競争上の優位を期待して、2010年以降も運用を続ける意向である。

11月9日「中国政府、クルーズ・ビジネス促進政策を発表」(Lloyd's List, November 9, 2009)

中国政府は、このほど海南島で開催された会議で、国内のクルーズ・ビジネスを発展させるため、 一連のクルーズ・ビジネス促進政策を発表した。それによれば、促進政策には、クルーズ客への税関 手続き合理化や国内のクルーズ・ビジネスの法制の整備などが含まれている。また、交通運輸部は、 国内のクルーズ就航社の安全と技術規格を厳しく管理することになっている。さらに公安部は、上陸 しない外国からのクルーズ客に対しては、税関手続きを免除することを明らかにしている。上陸する クルーズ客に対しても、電子文書の導入で、入出国の手続きが簡素化される。

過去数年間、外国クルーズ会社の中国進出とは別に、国内におけるクルーズへのニーズが急激に高まっている。2009年に中国を訪れるクルーズ客は、35~38万人に達すると見込まれている。海南島三亜、福建省廈門及び上海の3つの国際クルーズ港に加えて、長江河口の呉淞口で7月18日に国際クルーズ・ターミナルの建設が始まり、上海万博開催までに完成する予定である。

11 月 17 日「南アフリカ、南極用調査補給船建造」(Marine Log, November 17, 2009)

南アフリカの環境省はこのほど、フィンランドの STX Finland Oy との間で、南極用の調査補給船を建造する契約を締結した。同船は、補給船、調査船、砕氷船あるいは客船といった機能を持つ多目的船で、2012年に配備される計画である。同船は長さ約 134 メートルで、乗員約 45 人に加えて、乗客約 100 人を乗せることができる。

11 月 26 日「NYK スーパーエコシップ 2030─日本郵船」(日本郵船 HP、2009 年 11 月 26 日)

日本郵船は本年4月に、太陽光や燃料電池、8枚の帆を利用する風力による推進力などを活用した、「NYKスーパーエコシップ 2030」構想を発表した。この構想について、同社は、「船はもっとも環境に優しい輸送モードですが、世界経済の発展による国際貿易の増加に伴って、世界の船の数も増加することにより、排出される CO2 の増加が懸念されています。これからも、船が世界経済の発展に寄与できる環境に優しい存在であり続けるために、日本郵船は 2030 年の船の姿を描き、それに向かって技術開発を進めていきます」と述べている。

備考:「NYK スーパーエコシップ 2030」の詳細については、同社の HP 参照;

http://www.nyk.com/csr/envi/ecoship.htm

2. 情報分析

南シナ海問題の軍事的側面

南シナ海では、島嶼の領有権や海域の管轄権を巡る紛争に解決の糸口が見えず、資源・エネルギー需要の増大に伴い海底資源の取得権争いが厳しくなる中で、大陸棚の申請等を巡って関係国間で抗議が繰り返され、一方で漁船の拿捕が頻発するなど、安全保障環境が俄かに不安定化している。この間、中国の海軍力は他の東南アジア諸国を圧倒するまでに強大になっており、やがて南シナ海は中国が支配する海となる、軍事的にいえば、中国の制海権下に入るのではないか、との国際社会の危惧を生んでいる。また、2009年3月に発生したアメリカ海軍所属の海洋観測艦、USNS Impeccable に対する妨害行為に見られるように、中国は南シナ海に対する排他的な主張を強めている。冷戦時代にソ連海軍がオホーツク海の聖域化を試みたように、中国は南シナ海を自国の排他的軍事水域とする意図があると考える向きもある。

オホーツク海の聖域化

冷戦の時代、ソ連はオホーツク海を海空軍力で要塞化し、西側を攻撃できる弾 道ミサイル搭載の潜水艦を潜ませる戦略の構築を目指した。

本稿では、領有権、資源、そして安全保障を巡って不安定化する南シナ海問題について、最近開催された国際会議や発表論文等を引用しつつ、軍事的側面からの分析を試みる。

1. 南シナ海の安全保障を巡る東南アジア諸国の懸念

2009 年 11 月 26 日、27 日の両日、ベトナムのハノイで国際会議「南シナ海:地域の安全保障と発展のための協力」(International Workshop on "The South China Sea: Cooperation for Regional Security and Development") が開催された(以下、ベトナムでの国際会議、と表記)。この会議は、ベトナム外交学院(Diplomatic Academy of Vietnam)とベトナム法律家協会(Vietnam Layers Association)が共催したものである。

ベトナムでの国際会議のオープニングセッションで、ベトナム外交学院のドン・バン・クワン学長 (The head of Vietnam's Diplomatic Academy, Duong Van Quang,) は、「南シナ海における緊張は、関係各国による領域主権に関わる主張と島嶼の実効支配のための行動が生み出してきたものである」と述べた上で、「最近、中国が南沙諸島で最大のウッディ島に地方自治体を創設したが、この島は1974年に中国が旧南ベトナムから武力で奪ったものであり、主権はハノイにある」と主張した。この発言に対し、会場での中国側からの反論はなかったが、参加していた中国社会科学院国際法研究所の刘楠来(Liu Nan Lai)研究員がオープニングセッション後の記者会見で、「1950年代と60年代を通じて、中国以外に南沙諸島に主権を主張した国はなかった。中国が他の国から南沙諸島を奪ったとの誤解があるようだ」と述べ、ベトナムの主張に反論した。

ベトナムでの国際会議の各セッションでは、中国が南シナ海に描く U 字型海域の法的地位について、多くの参加者から「何らの地位も認められるものではない」とする意見が述べられた。

中国が南シナ海を U 字型に囲い込む海域

中国は、南シナ海に9か所の点で囲い込むU字型の海域を設定し権利を主張している。詳細は『海洋安全保障情報月報』(2009年8月号)。

例えば、中国上海交通大学国際公共学部の季国興教授(Ji Guoxing, School of International and Public Affairs, Shanghai Jiaotong University)が「中国は U 字型海域内の島嶼や岩礁に歴史的に長い関係を持ってきた」旨を述べたのに対し、ベトナム政府国境委員会の前委員長タラン・コン・ツルク博士(Dr. Tran Cong Truc, former chief of the Government's Border Commission)は、「ベトナムこそ西沙と南沙諸島の領有権を示す歴史的および法的証拠を有しており、中国の主張は何ら根拠のないものである」と反論している。

領有権紛争は、南シナ海における最大の問題である。ベトナムでの国際会議では、紛争当事各国から南シナ海の島嶼の領有権を主張する歴史的事実などが繰り返し紹介され、また問題を解決するための地域関係国間による取組みの在り方等が提言されたが、参加者の多くは、領有権紛争を、「何世代にも亘る長い問題となる」と認識しているように思われた。マレーシア海洋研究所のナザリ・ハリド主任研究員(Nazery Khalid, Senior Fellow, the Maritime Institute of Malaysia)は、「(このような国際会議が開催されたとしても、)それが、われわれの世代で紛争が解決できることを意味するものではない」ことを理解すべきであり、地域各国は「紛争そのものではなく、国家間で合意可能な分野をさがす」ことに努力を集中すべきであると提言した。参加者およびオブザーバーから「領有権争いが膠着している間にも、海洋資源の主権的権利を巡る紛争が激化しつつある」との意見と共に、「中国による高圧的な姿勢が他の沿岸国の主権を危ういものにしている」との危惧が次々に示された。

南シナ海の島嶼に領有権を主張する各国には、武力紛争の予防と海洋開発のための地域当事国間の現実的対応が必要であること、それにもまして、中国が「なし崩し的」に南シナ海全域に主権を及ぼしていくことを防止するための対応が必要である、との共通の認識がある。ベトナムでの国際会議の開催の目的も、そこにあったことは確かである。

なお、この会議には、当財団から主任研究員・秋元一峰が参加し、「変化する国際環境における南シ ナ海のグローバルな意義」に関するセッションで、所見を述べた。

2. 南シナ海に伸びる中国海軍の影

西沙諸島は、前述のように 1974 年以降は中国が実効支配の形を整えつつあるが、台湾とベトナムが主権を主張し続けている。南沙諸島については、中国、台湾およびベトナムがその全てに、また、フィリピン、マレーシア、そしてブルネイがその一部に領有権を主張している。詳細は『海洋安全保障情報月報』(2009 年 8 月 号) で詳述したとおりである。

ベトナムでの国際会議において、フィリピンの情報・国家安全保障研究所のロンメル・バンラオイ所 長 (Prof. Rommel C. Banlaoi, Head, Center for Intelligence and National Security Studies) が、 南沙諸島の実効支配状況について以下の表を用いて紹介した。

ブルネイを除く各国は南沙諸島に軍を駐留させており、その数は、中国とベトナムがそれぞれ 900 から 1,000 人程度と最大である。

国・地域	占拠島嶼数	駐留軍隊(人)
ブルネイ	0	0
中国	7	900~1,000
マレーシア	5	230~330
フィリピン	9	60~70
台湾	1	500~700
ベトナム	21	900~1,000

Source: PIPVTR Center for Intelligence and National Security Studies, Philippines, 2009

これらは駐屯する兵力であるが、これとは別に、目覚ましい増強を続ける中国海軍力が南シナ海の 実効支配に大きな影響を与えている。

米ジェームスタウン財団(Jamestown Foundation)が 2009 年 11 月に発刊した冊子、*The South China Sea Dispute: Increasing Stakes and Rising Tensions*(『南シナ海の紛争: 囲い込みの拡大と緊張の増大』)は、「1990 年代から表面化し始めた南シナ海の緊張は、2000 年代の前半までは、中国が『魅力攻勢』の外交方針に沿って、抑制された柔軟な姿勢をとっていたため和らげられていた。しかし、ここ数年は、中国が軍事力を背景として高圧的な姿勢に転じ、他国の主張を脅かすようになっている」と指摘している。

同冊子の筆者は、こうした中国の姿勢の歴史的経緯について、要旨以下のように述べている。

- ①1990年代に、それまでの旧ソ連の脅威から解放された中国は、南シナ海の領有権問題に強硬路線で当たるようになった。1992年に「中華人民共和国領海及び接続水域に関する法律」を制定し、南シナ海を含む自国周辺海域に対する主権と管轄権を明示した上で、1995年から1997年にかけて、フィリピンが主権を主張するミスチーフ環礁への要塞の構築や、ベトナムによる海底資源開発に対する抗議など強硬な姿勢を示した。
- ②この時期、中国は、領有権紛争は 2 国間の問題であるとし、ASEAN との多国間枠組みでの交渉を拒否していた。しかし、1990年代末になると、柔軟な姿勢に転じ、2002年には ASEAN との間で「南シナ海行動宣言」(Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea)(以降、DoC と表記)に合意した。これは、中国脅威論を緩和するための外交方針の一環であった。2002年のDoC が緊張を緩和するかに見え、また 2005年にはフィリピンおよびベトナムとの間で紛争海域における資源の共同開発が合意された。
- ③しかし、2007 年以降、中国は南シナ海問題に対して強硬な姿勢に戻ることになった。海軍艦艇による南シナ海におけるパロトールが増大し、2009 年 3 月の「フィリピン領海基線法」(the Philippines Archipelagic Baselines Law)や、同年 5 月のベトナム単独の、およびベトナムとマレーシア合同の大陸棚外側限界延長申請に対しては強硬な抗議声明を出している。
- ④このような中国の姿勢転換の背景には、強大となった中国海軍力が在る。キロ級潜水艦、ジン(Jin 晋)級戦略原子力潜水艦、シャン(Shang 商)級攻撃型原子力潜水艦などの潜水艦、ソブレメンヌイ級駆逐艦をはじめとする対空母攻撃能力を有する水上艦艇の配備、国産空母の建造計画、それらを運用する海南島の大規模海軍基地の整備など、それらが力を背景とした外交を可能としている。

こうした南シナ海に対する中国の高圧的な姿勢を、"Creeping assertiveness" (じわじわと強まる自己主張) あるいは "Growing assertiveness" (増長する自己主張) と指摘する専門家もいる。当初、

DoC は信頼醸成措置を促進するものとして期待されたが、2007 年以降はほとんど効力を失っている との指摘も多い。

3. 南シナ海の地勢戦略的意義と中国のシーパワー

中国が軍事的優越によって南シナ海を排他的な海域とすれば、次の2つの点において、東アジアそして世界の安全保障に大きな影響が及ぶことになる。1つは、南シナ海を通るシーレーンに対する脅威であり、もう1つは、アメリカ海軍の東アジア地域へのアクセスに対する障害でもある。

南シナ海には、インド洋と北東アジアを結ぶシーレーンが通っており、それは北東アジア諸国にとって国家経済と国民生活を支える生命線である。南シナ海の南側の玄関口は唯一マラッカ海峡だけである。有事に南シナ海が通航できなくなることは、即ちマラッカ海峡が封鎖されることと同じである。中国が軍事力によって南シナ海を制海した状態となれば、日本をはじめとする北東アジア諸国にとって、有事におけるシーレーン防衛は極めて困難となるだろう。もう1つのアメリカ海軍のアクセスへの障害は、安全保障上さらに深刻な事態をもたらすことになる。

(1) 中国による対艦弾道ミサイルの開発情報

米国のネット情報配信会社の Bloomberg.com は 11 月 17 日、アメリカ海軍情報部 (Office of Naval Intelligence) の情報として、中国が世界で初めて射程 1,500 キロの陸上発射対艦弾道ミサイルを開発中であると伝えた。この射程 1,500 キロには大きな意味がある。中国海軍の基地がある海南島を中心として半径 1,500 キロの円を描くと、円周は台湾海峡から U 字型海域の外縁に沿ってマラッカ海峡に至る。

アメリカ海軍の空母 11 隻のうち、5 隻は太平洋に配備されている。想定される空母の任務の 1 つとして東アジアでの有事対処がある。しかし、中国が射程 1,500 キロの対艦弾道ミサイルを海南島に配備すると、それはアメリカ海軍の空母打撃部隊にとって南シナ海に入る際の最大の脅威となるはずである。ギャレイ・ラヘッド米海軍作戦部長(Gary Roughead, CNO)は、「中国の対艦弾道ミサイルの開発計画は、ミサイル防御能力に欠ける DDG-1000 プログラム(沿岸戦闘艦計画)を 8 隻から 3 隻に削減した理由の 1 つである」と述べている。アメリカ海軍は代わりに DDG-51 イージス艦を 7 隻増やす決定をしている。

中国は、1996年の台湾海峡危機の後に陸上発射の対艦弾道ミサイルの研究を開始したとされる。アメリカ海軍誌、『プロシーディングス』(Proceedings)は、2009年5月号(2009 May)で「中国の対艦弾道ミサイルは、太平洋のルールを変え、米海軍空母打撃群を危険にさらすものとなる」と指摘した。さらに 2009年12月号では、「消え去らないマハンの亡霊」(James R. Holmes and Toshi Yoshihara, "Mahan's Lingering Ghost," Proceedings, December 2009, Vol.135/12/)と題する論文を掲載し、その中で、中国による対艦弾道ミサイルの開発計画に触れ、「中国は1995年、1996年の台湾海峡危機を契機として、アクセス拒否戦略(Anti-access)の構築を目指してきた。アメリカ海軍は、中国の南シナ海における軍事的及び非軍事的対応によるアクセス拒否戦略に有効に対抗する戦略を考察する必要に迫られている」と論じている。

中国が、南シナ海で、潜水艦艦隊と対空母作戦能力を持つ水上艦艇の配備を増強し、更には開発中とされる空母と共にこの対艦弾道ミサイルを組み合わせてアクセス拒否作戦をとれば、アメリカ海軍の東アジア地域へのアクセスに対する大きな障害となるだろう。

(2) 南シナ海は中国にとってのカリブ海

2006 年にジョンホプキンス大学の SAIS Review (The School of Advanced International Studies,

John Hopkins University)に掲載された論文、"China's Caribbean in the South China Sea"(「南シナ海、中国にとってのカリブ海」)は、中国の海洋進出をアルフレッド・T・マハンの理論と対比させ、「中国にとっての南シナ海はアメリカにとってのカリブ海であり、中国は、南シナ海を足掛かりにしてシーパワーを拡大していく」と論述している。マハンは、海洋国家としてのアメリカにシーパワーの必要性を説いたが、当初は、旧大陸からの介入を阻止するためにカリブ海の防衛態勢を整えることの必要性を強調していた。やがて、アメリカにとってカリブ海は、旧大陸に対する防衛海域であると同時に世界の海に乗り出すための橋頭堡ともなった。カリブ海にシーパワーを掌握したアメリカは、次いでパナマ運河を開通させて太平洋への進出口を確保することになる。カリブ海はアメリカのグローバルパワーの出発口であった。

歴史を振り返ってみると、新たに台頭するシーパワーは、先ず、世界の海に乗り出すための橋頭堡となる海域を制海している。古代ローマは東地中海、スペインは西地中海、イギリスはイギリス海峡からジブラルタル海峡にかけての海域、そしてアメリカがカリブ海であった。

中国にとって、外洋への出口は東シナ海と南シナ海があるが、マハンであれば、地勢戦略的見地から南シナ海を押さえに掛かるだろう。東シナ海は、日本の南西諸島によって出口を塞がれており、沖縄にはアメリカ軍が展開しているからである。中国海軍では、1950年代からマハンの研究が盛んである。中国は、1974年に西沙諸島に、1988年に南沙諸島に、そしてアメリカ軍がフィリピンから撤退した後の 1995年にミスチーフ岩礁に進出し、占拠した。中国は、これによって南シナ海を橋頭堡とする戦略的態勢を着実に整えてきたといえよう。マハンは、アメリカがシーレーンに進出するための条件としてパナマ運河の建設を訴えた。とすれば、マラッカ海峡は、中国にとってのパナマ運河となるかもしれない。

4. 南シナ海における中国の海軍力が世界の安全保障に及ぼす影響

新興のシーパワーの急激な台頭は、海洋のパワーバランスを崩し、世界の安全保障環境を変化させ ることになる。 例えば、イギリスの Royal United Services Institute (RUSI)が発刊する *RUSI Journal* の 2009年 10月版 (RUSI Journal, October 2009 Vol.154 No 5.) に、"NATO'S New Strategic Concept and US Commitment in the ASIA-PACIFIC" (「NATO の新たな戦略構想とアメリカのアジア太平洋 へのコミットメント」)と題する論文が掲載された。その中に、「中国の台頭は北大西洋の同盟にも難 題(Challenge)を突きつける」との興味深い指摘がある。同論文が指摘する難題とは、要約すれば、 「中国の軍事的台頭によって東アジアで安全保障上の事態が生じた場合、欧州に配備されるアメリカ軍 が必然的に東アジアに振り向けられることになり、NATO の配備と編成の変更が必要となる。それに 伴い、アフガニスタンへの兵力派遣を含む NATO 内の負担分担 (Burden sharing) の変更が余儀な くされる」、「在欧アメリカ軍が減ることになれば、欧州の戦略バランスに大きな影響が及ぶ」という ものである。同論文は、「現在の NATO の課題は、過剰負担となっているアフガニスタンでの作戦を 如何にするかと、もう 1 つは、NATO の将来の方向を決める新たな戦略構想のコンセンサス作り」で あり、東アジアで武力紛争が生じれば、この2つへの対応が根本から覆ることになるとしている。同 論文は更に論を進め、「欧州の多くの国は 2005 年に中国への武器禁輸の解禁を強固に提案するなどし たが、それ以降、東アジアに関わる問題を(欧州の)安全保障構築の要素として含める必要があると の認識を持つようになった」とし、「フランスは 2008 年の国防白書で、世界の戦略の重心はアジアに 移っており、アジアでの武力紛争の予防が中心的課題(central objective)であるとの認識を示し、 また、ドイツのキリスト教民主同盟は、アジアをドイツの外交と安全保障政策の戦略的難題 (Strategic

challenge)と称している」と記述している。

このように、新興のシーパワーとしての中国の台頭が及ぼす影響について、ヨーロッパでも深刻な 議論が出始めたことは、中国の海軍力が世界の安全保障に及ぼす影響を考える上で、看過できない事 態といえよう。

5. 求められる南シナ海の安全保障環境の安定化

南シナ海問題は、上に見たように、南シナ海を超えて世界の安全保障に多大な影響を及ぼし始めている。その意味から、南シナ海の安全保障環境の安定化は世界の安全保障上の課題でもある。南シナ海の安全保障環境の安定化のため、以下の3つの方向からのアプローチが必要となるであろう。

(1) 南シナ海における「行動規約」制定と「海上衝突予防法」の合意を急ぐ必要がある。

2002年に、ASEAN と中国は DoC を策定し、その履行に合意した。この宣言には法的な拘束力はなく、また関係諸国間の取組みが信頼醸成の域を出ていないがため、包括的に過ぎて具体的措置に欠けるように思われる。南シナ海諸国は、南シナ海における資源開発、航行、法執行活動、科学調査活動、軍事演習等に関わる行動時における、法的拘束力のある「行動規約」(Code of Conduct)を早期に制定すべきであろう。また、領有権・管轄権紛争のある海域での海軍艦艇等の行動を想起して、多国間の「海上衝突予防法」(Incident at Sea Agreement)も併せて合意する必要がある。

(2) 南シナ海における「航行自由の原則」を確認する。

『海洋安全保障情報月報』(2009年8月号)に示したように、排他的経済水域における軍の活動に関して、アメリカと中国の間では国連海洋法条約の解釈に相違がある。中国は、「他国の排他的経済水域で行動する海軍艦艇等は、当該沿岸国の法令を遵守しなければならない」、つまり「行動は平和的なものに限られ、軍事的行動や情報収集活動は制限される」と主張するが、この主張には、西太平洋でのアメリカ海軍の行動を制約したい意図が働いていると考えられる。中国にとってもシーレーンの防衛は死活的に重要であり、将来的には、インド洋などでの自国の海軍艦艇等の行動の自由を確保する必要が必ず生じてくるはずである。シーパワーの維持には「航行自由」の確保が大原則であることを、中国と地域諸国が再認識する必要がある。

(3) 南シナ海の海軍力バランスの安定化に努める。

一国が、国土防衛あるいは国益のために沿岸周辺の海域を軍事力で囲い込めば、他国は包囲線の外側に防衛線を引く。これは領域主権国家間で生じる防衛戦略の自然の相互作用であり、また海戦における普遍的作戦でもある。中国が南シナ海を軍事力で排他的な海域とすれば、アメリカはそれに対抗して、マラッカ海峡を含む外側海域における海軍力の展開を強化するかもしれない。そのような事態は、今後シーレーンへの依存度が更に増す中国にとって利益にならないことは、中国自身が理解しているはずである。南シナ海の周辺国およびアメリカは共同して、必要に応じて南シナ海を包囲することができる、優越した海軍力を保持していかなければならない。これは、中国に対するヘッジ戦略を意味するものではない。地域の戦略バランスを流動化させないための関係国の責務である。

(文責 秋元一峰)

引用・参照した国際会議、発表論文、記事等

1. International Workshop on "The South China Sea: Cooperation for Regional Security and Development," co-hosted by Diplomatic Academy of Vietnam and Vietnam Lawyers Association, 26-27 November 2009, Daewoo Hotel, Hanoi, Vietnam

- 2. Clive Schofield and Ian Storey, *The South China Sea Dispute: Increasing Stakes and Rising Tensions*, The Jamestown Foundation, November 2009.
- 3. "China's New Missile May Create a No-Go Zone for U.S. Fleet", Bloomberg.com, November 16, 009.
- 4. U.S. Naval Institute, Proceedings, May, 2009.
- 5. James R. Holmes and Toshi Yoshihara, "Mahan's Lingering Ghost," *Proceedings*, December 2009.
- 6. James R. Holmes and Toshi Yoshihara, "China's Caribbean in the South China Sea," *SAIS Review*, John Hopkins University, Vol.26, No.1, 2006.
- 7. Stephan Frühling and Benjamin Schreer, "NATO's New Strategic Concept and U.S. Commitments in the Asia-Pacific," *RUSI Journal*, Royal United Services Institute (RUSI), October 2009, Vol.154, No 5.

UN News Centre

リンク先

AFP http://www.afp.com/afpcom/en

AP http://www.ap.org/
BBC News http://news.bbc.co.uk/
Bloomberg.com http://www.bloomberg.com/
China Daily http://www.chinadaily.com.cn/

Ecoterra International http://www.ecoterra.net/
Fairplay Daily News http://www.fairplay.co.uk/

Lloyd's List http://www.lloydslist.com/ll/home/index.htm

Marine Log http://www.marinelog.com/

Maritime Security Centre, Horn of Africa http://www.mschoa.org/Default.aspx

Navy News Stand http://www.news.navy.mil/local/greatlakes/

Shiptalk

Standing NATO Maritime Group 1

Mttp://www.snmg1.nato.int/

The New York Times

http://www.nytimes.com/

The Straits Times

http://www.straitstimes.com/

The Washington Post

http://www.washingtonpost.com/

The White House

http://www.whitehouse.gov/

Trade Winds

http://www.tradewinds.no/

Xinhua (新華社) http://www.xinhuanet.com/english/

http://www.un.org/news/

中国軍網 http://www.chinamil.com.cn/

海洋政策研究財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目15番16号 海洋船舶ビル3F TEL.03-3502-1828 FAX.03-3502-2033

((財)シップ・アンド・オーシャン財団は、標記名称にて活動しています)